

# 平成 30 年度第 1 回土器川流域学識者会議 議事録

## 議事録

平成 30 年 12 月 17 日 (月)

10 : 00 ~ 12 : 00

綾歌総合文化会館アイレックス 小ホール

### 1. 開会

○事務局 (小川) : 会議に入ります前に、傍聴の皆さま、および報道関係の方に、お願いいたします。進行の妨げにならないよう静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきたくよろしくお願いいたします。また、傍聴の方は、受付でお配りしております「土器川流域学識者会議の傍聴に当たってのお願い」を、報道関係者の方は「取材に当たってのお願い」を一読していただきまして、円滑な議事の進行のため、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より「平成 30 年度第 1 回土器川流域学識者会議」を開催させていただきます。委員の皆さまには、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省香川河川国道事務所副所長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆さまにお願いがございます。本会議は公開で開催されております。議事録につきましては、委員の皆さまのお名前を明示してウェブサイトなどにて公表いたします。どうぞご理解、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。なお、公表に際しましては、後日、事務局から委員の皆さまのご発言内容を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次にお手元にお配りいたしております、資料の確認をさせていただきます。まず、1 点目が、議事次第でございます。議事次第をめぐっていただくと、委員名簿と配席図、傍聴・取材にあたってのお願いをひとまとめにして綴じております。続いて、資料が三つ。資料 1 土器川流域学識者会議規約、資料 2 河川整備計画の点検と土器川流域学識者会議の進め方、資料 3 土器川水系河川整備計画の点検結果について (本文)。なお、委員の皆さまと事務局には、土器川水系河川整備計画の点検結果についての説明パワーポイ

ントを印刷したものを配布しております。以上でございます。不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けください。

## 2. 開会挨拶

○事務局（小川）：それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。初めに、開会にあたりまして、国土交通省四国地方整備局河川部河川調査官の長尾よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（長尾）：ただ今、紹介のありました、整備局河川部で調査官をしております長尾と申します。本日は、年末のご多忙の中、先生方にはこの会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。また、日頃から、国土交通行政全般にわたりまして、ご指導いただいておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

今年、全国的にみますと、冬の雪害から始まりまして、大阪北部地震、7月豪雨、相次ぐ台風、そして北海道胆振東部地震と、息つく間もないほど、激甚な災害が全国各地で相次ぎました。特に西日本全域において、大きな被害をもたらしました7月豪雨におきましては、四国でも愛媛県南部や高知県の全域にわたりまして、大きな被害をもたらしまして、特に国で管理しております愛媛県の肱川におきましては、戦後最大の洪水を大きく上回る洪水が発生し、激甚な被害を被ったところであります。これらを受けまして、国土交通省と愛媛県が連携をいたしまして、再度災害防止の対策について現在取り組んでいるところであります。

さて、土器川の河川整備計画につきましては、平成24年に策定をいたしまして、策定後6年が経過をいたしました。国では、この計画に基づきまして、これまで整備を進めてきましたけれども、河川整備計画については流域の社会経済情勢の変化や、地域の意向、河川整備計画の進捗や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行うこととしておりまして、今回、これまでの事業進捗状況を踏まえた、河川整備計画の点検を行うことといたしました。本日は整備計画の点検結果を説明させていただきまして、先生方からご意見をいただき、今後の事業に反映をしていきたいというふうに考えております。忌憚のないご意見を賜ればと思います。甚だ簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 委員紹介

○事務局（小川）：続きまして、本日ご出席いただいております、委員の皆さまをご紹介します。お手元の委員名簿配席図をご覧ください。なお、時間の関係から、誠に失礼とは存じますが、委員の皆さまの所属、ご専門分野につきましては省略させていただきます。それでは、西成委員から、時計回りにご紹介させていただきます。

西成委員でございます。

- 西成委員（会釈）
- 事務局（小川）：続きまして、角道委員でございます。
- 角道委員（会釈）
- 事務局（小川）：金子委員でございます。
- 金子委員（会釈）
- 事務局（小川）：白木委員でございます。
- 白木委員（会釈）
- 事務局（小川）：長谷川委員でございます。
- 長谷川委員：よろしくお願ひいたします。
- 事務局（小川）：増田委員でございます。
- 増田委員（会釈）
- 事務局（小川）：以上、本日は6名の委員にご出席をいただいております。  
なお、本日は石塚委員からは所用により、ご欠席される旨の連絡をいただいております。

#### 4. 議事

##### (1) 土器川流域学識者会議規約の改正について

- 事務局（小川）：それでは、最初の議題であります、土器川流域学識者会議規約の改正について、事務局より説明いたします。
- 事務局（吉岡）：香川河川国道事務所の工務一課長の吉岡でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。  
それでは、規約の改正につきまして、資料の1でご説明をさせていただきます。資料1の3ページに規約改正が分かりやすい比較表がございます。左側が旧規約で、右側が新規約です。新規約の赤字の箇所になりますが、旧規約で「整備計画の策定にあたり」と「策定する」とありましたが、新規約では、土器川水系河川整備計画に関しての1、2、3の事項として、1番目が「整備計画の策定また変更」。2番目が「策定後の点検」。また、3番目が「整備計画に基づいて実施される事業の評価」となっております。これが平成30年9月12日から施行として改正した点でございます。説明は以上になります。
- 事務局（小川）：続きまして、規約の第3条に基づき、委員の互選により本会議の議長の選出を行いたいと思ひます。議長につきましては、規約には互選となっておりますが、白木委員にお願ひすることで、あらかじめ委員の皆さまに了解をいただいていると伺っております。委員の皆さま、異議ございませんでしょうか。  
(各委員、異議なし)
- 事務局（小川）：異議はないようですので、白木委員に議長をお願ひいたします。議長就

任に際しまして、白木議長にご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

- 白木議長：はい。ただ今、議長にご推挙いただきました白木と申します。皆様のご協力のもとに、この委員会を進めていきたいと思っておりますので、ご協力、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ひと言、ご挨拶ということですが、土器川に限らず、国が管轄する1級河川の109河川につきましては、治水、利水、環境の各機能をきちんと確保して、社会に供することが重要かというふうに思います。昨今、例えば、平成27年の関東、東北の大豪雨災害がございました。鬼怒川の堤防決壊ということもあり、その後、水防災意識社会再構築ビジョンが策定されて、109河川において、整備が進んできているところでございます。その中でも、昨年の九州北部豪雨災害、それから今年の西日本豪雨災害。立て続けに大きな災害が日本各地で起こっております。最近では、気象環境が大幅に変わってきております。従って、従来の50年確率や30年確率などの確率的な考え方ではなくて、水防災意識社会再構築ビジョンでは、千年に1回の豪雨災害というような大規模災害を想定した整備ということが進められております。これは、治水、防災危機管理に関する観点ですけれども、利水、あるいは環境の機能というものも重要でございますので、皆様と一緒に、この規約にございますように、土器川水系河川整備計画の策定、策定後の点検、それから河川整備計画に基づいて実施される事業の評価という観点から、ぜひ、忌憚ないご意見をいただきながら務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 事務局（小川）：ありがとうございます。続きまして、規約の第3条第3項に、議長の事故時の代理という項目がございます。こちらにつきましては、白木議長からご指名いただけますでしょうか。

- 白木議長：はい。長谷川創造工学部長を推薦したいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 長谷川委員：かしこまりました。

- 事務局（小川）：ありがとうございます。それでは、長谷川委員に議長代理をお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思っておりますので、ここからの進行は議長をお願いいたします。白木議長よろしくお願いいたします。

## （2）河川整備計画の点検と土器川流域学識者会議の進め方について

- 事務局（小川）：それでは、議事に入りたいと思っておりますので、ここからの進行は白木議長をお願いいたします。白木議長よろしくお願いいたします。

- 白木議長：ありがとうございます。それでは、早速、議事に入りたいと思っております。

まず、議事の「（2）河川整備計画の点検と土器川流域学識者会議の進め方」につつま

して、事務局のほうから、まずご説明いただいて、その後、委員の皆さんの質疑応答の時間としたいと思います。よろしくをお願いします。

- 事務局（吉岡）：それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。資料2の「河川整備計画の点検と土器川流域学識者会議の進め方」をお願いします。

土器川水系河川整備計画は平成24年9月に策定されております。今回会議における「河川整備計画の点検および変更の位置付け」としては、河川整備計画はおおむね30年ほどの当面の整備計画、具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、適宜その内容について点検を行うものであります。河川整備計画の本文63ページに、「今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする」という記述がございます。これらの見直しの必要性も含めまして、定期的に進捗を確認するために河川整備計画の点検を実施することとしております。その点検結果によりまして、「必要に応じて河川整備計画の変更を実施」という流れになります。

続きまして、「点検の手法」でございます。点検の実施にあたりましては、第三者の意見を求める場として、本土器川流域学識者会議を設置し、その意見を尊重すること。学識者会議は、原則公開で、議事録についても公表するとなっております。点検の内容につきましては、「河川整備の進捗、計画を変更しうる新たな視点を有するかを適宜検討し、点検を実施する」としてしております。点検の内容は、1～5の項目でございます。

「変更の必要性の判断」につきましては、「学識者会議において、変更が必要との意見があった場合は、当該意見を最大限尊重しつつ、四国地方整備局が変更の必要性を判断」いたしてまいります。

「点検および変更の流れ」でございますが、平成24年9月に河川整備計画の策定がなされておまして、現在、事業の推進をしているところで、今回が赤破線囲みの「点検」の部分で、本年度、河川管理者による点検を行っております。河川整備計画の変更が不要となれば、そのまま戻りまして、事業の進捗を進めてまいります。しかし、流域学識者会議等からご意見をいただきまして、変更が必要であると判断をされましたら、「変更手続き」を行って変更するという流れになります。

次に「会議の進め方」でございます。先日すでに、各委員に現地を確認いただき、今日が流域学識者会議となっております。会議における点検項目につきましては、先ほどの1～5の項目に流域の概要や、点検結果のとりまとめ等を含めて、本日の会議とさせていただきます。以上、資料2の説明でございます。

- 白木議長：はい、どうもありがとうございました。それでは、これから皆さんのご意見・ご質問、お伺いさせていただきますが、その前に本日ご欠席の石塚委員から事前に何かご意見等ございましたら、お願いします。
- 事務局（吉岡）：はい、資料2につきましては、特にございませんでした。
- 白木議長：そうですか。それでは、本日ご出席の委員の皆さまから、ただいまの事務局

から説明ありました進め方について、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようですので、河川整備計画の点検とこの本会議の進め方について、事務局の提案のとおり進めてまいりたいと思います。

### (3) 土器川水系河川整備計画の点検結果について

○白木議長：それでは続きまして、「(3) 土器川水系河川整備計画の点検結果」につきまして、まず事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（吉岡）：はい、それでは、点検結果の説明をさせていただきます。点検結果の本文は資料3でございますが、別途配布させていただいています、説明用のパワーポイント資料で説明をさせていただきます。

まず、目次の点検項目ですが、先ほどの資料2で説明しました流域の概要から点検結果とりまとめまでの7項目ございます。

2ページが「1. 流域の概要」でございます。こちらにつきましては、省略させていただきます。

3ページからが、「2. 流域の社会情勢の変化」でございます。まずは、「地域開発状況の変化」ということで、ここに四つ指標を載せてございます。人口・世帯数の推移、事業所数等の推移、製品出荷額等の推移、耕地面積の推移ということでございます。グラフの中に赤い縦線を境に河川整備計画策定の平成24年9月前後の比較ということになります。見ていただきますと、どのデータもほぼ大きな変化はなく、流域の状況に大きな変化は見られないと考えてございます。

続きまして4ページが「洪水の発生状況」でございます。左側に年表がございますが、年表の下の赤いラインが河川整備計画策定以降です。昨年の平成29年9月の台風18号で祓川橋地点ピーク流量530m<sup>3</sup>/sの洪水が発生しておりますが、戦後最大の平成16年10月台風23号の1,040m<sup>3</sup>/sを超えるような洪水は発生してございません。

続きまして5ページが「渇水の状況」でございます。土器川では農業用水77件、水道用水7件の水利権がある水利用がなされておりますが、河川整備計画策定の平成24年9月以降で渇水の被害は発生しておりません。また、いわゆる、「瀬切れ」につきましては日常的に現在も発生している状況でございます。ここまでの「流域の社会情勢等の変化」でございます。

次に、6ページから「3. 地域の意向」について説明いたします。まず、「地域の要望事項」は、土器川改修期成同盟会から継続して要望を受けてございます。「地域との連携」でございますが、こちらは河川愛護モニターや、リフレッシュ「香の川」パートナーシップ、河川協力団体等と連携しまして、河川管理を行ってございます。7ページも「地域との連携」で、いろいろな各種イベント等に取り組んでおります。特に、小学生や幼

稚園の子たちと環境教育、河川の教育ということで取り組んでおります。また、地域協働の河川管理・利用促進ということで、昨年度に立ち上げました「熱 i・土器川プロジェクト」というもので、今後の河川管理のあり方、維持の仕方を考えて、地域の住民主体でやっていく取り組みを始めたところでございます。続きまして8ページは、水防に係る関連でございます。「土器川水防連絡協議会」がございまして、こちらは関係機関と協力し、防災体制や連絡体制の強化を図っております。また、「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、いわゆる「水ビジョン協議会」ということで活動をしておりますが、その一例としまして、土器川に係るタイムラインの作成を行って勉強しているところでございます。以上が「地域との連携」というところになります。

9ページ、10ページが、「4. 事業の進捗状況」になり、治水、環境、維持の「河川整備計画の主なメニュー」を抜き出しており、参照ページの記載があるメニューは、この後、個別にご説明をさせていただきます。参照ページの記載がないメニューにつきましては、例えば環境でありますと、モニタリング等の実施、水辺の国勢調査を継続して実施するなどを行っておりますが、今回の会議では特段ご紹介にはしていません。

11ページから治水等の対策の説明をさせていただきます。こちらは、「洪水を安全に流下させるための対策」です。こちらは、治水安全度が低くて、資産の集中しております下流部の事業から推進しているということになっておりまして、凡例の黒色が完了で下流の土器、飯野箇所から堤防の事業をしているということで、凡例の青色が現在実施中です。また、凡例の赤色が上流に向かって今後実施予定の未着手の箇所でございます。

12ページからは、治水対策の堤防整備に係る個別箇所で、まず、土器・飯野箇所の「引堤」でございます。整備メニューとしまして4つで、右岸の引堤と高水敷の掘削。そして、蓬萊橋の改築と河床掘削がございまして、平成29年度から事業に着手しまして、現在、用地買収を進めているところでございます。今後、右岸引堤、蓬萊橋改築、河道掘削を実施するということになってございます。

13ページは、「堤防断面の拡幅」でございます。こちらは、左右岸両方ございまして、まず、左岸側の1k/6付近は堤防断面の拡幅が完了しております。また、右岸側の飯野箇所でございますが、平成27年度から用地買収を行いまして、一区間が平成30年度に完成しております。今後も未着手箇所につきまして、用地買収および事業を継続して実施していくということにしております。

14ページは、「深掘れ・河岸侵食の対策」の「低水護岸・根固の整備」でございます。左岸側の土器箇所の洗掘対策が完了しております。また、高柳箇所の河岸侵食対策も実施済みでございます。上流側の河床低下対策につきましては、現在モニタリングを継続しつつ、羽間箇所で河床整形の対策に着手しております。

続きまして15ページは、「堤防強化対策」の「浸透・パイピング対策」となります。こちら、下流側から順次対策を実施しておりまして、いわゆるドレーン工の設置を行っており、今後も継続して対策を行っていく予定としております。

16 ページは、「堤防強化対策」の「堤防裏法尻の補強」になります。堤防裏法尻の補強とは堤防決壊までの時間を引き延ばすための対策ということで、堤防の上を越えてきた水が堤防の裏法尻を洗掘していくときに、堤防決壊に至るまでの時間を少しでも確保する対策を行っております。対策の実施は、堤防の裏法尻にコンクリートブロックを設置することを行っております。こちらも、今後も対策を継続して実施してまいります。以上、ここまでが治水対策メニューの状況でございます。

次の 17 ページは、「河川環境の保全」で、土器・飯野箇所の「ヨシ原の保全」でございます。平成 25 年度に実施しました 1 k/6 付近右岸高水敷の一部暫定掘削を行った中で、ヨシ原の移植を行い、現在ヨシ原が定着して再生している状況でございます。今後も、モニタリングを継続するとともに、河床掘削等の工事の際には、環境への配慮を継続してまいります。

次に 18 ページから「河川の維持管理」でございます。まず、「河道の維持管理」ということで、局所的な深掘れとか、河床低下、また逆に土砂堆積している箇所につきまして対策を行っているということになります。上流部の羽間箇所で河床低下対策を行っております。また、長尾箇所の河床低下箇所で置石実験を実施しております。また、6 k/2 付近の高柳箇所は土砂堆積箇所でございます。本年度、公募による掘削を実施する予定にしております。

続きまして、19 ページは、「河床安定化対策検討の取り組み」ということで、参考資料で 1 枚追加させていただいております。土器川の写真地図で見ていただきますと、赤い丸囲みが河床低下傾向にある箇所、青い丸囲みが河床上昇傾向にある箇所でございます。先ほどの羽間箇所、長尾箇所での河床低下の対策、および高柳箇所での土砂堆積箇所の公募掘削を実施していることとなります。

20 ページは、「河道内樹木の維持管理」でございます。特に上流部の河川内で非常に樹木が繁茂しておりまして、先ほどの羽間箇所の河床低下箇所では、河床低下対策にあわせまして、砂州上の樹木伐開をしております。また、地域の皆さまのお力も借りして、公募伐採、またボランティア伐採という取り組みをそれぞれ平成 28 年、平成 29 年から行っております。

次に 21 ページは、「堤防・護岸の維持管理」でございます。堤防につきましては、巡視また堤防除草を行って、堤防の点検をしており、除草した刈草については、梱包して刈草の提供や、堆肥にすることを行っております。今後も引き続き実施していく予定でございます。

22 ページは、「排水門等の施設の維持管理」でございます。こちらにつきましては、雨量観測器、水位観測器、また土器川潮止堰等の補修などを行っております。なお、清水川水門につきましては、平成 26 年度に耐震補強の対策工事が終了いたしております。

続きまして、23 ページは、「危機管理体制の整備」の「河川情報の収集・提供」でございます。防災業務計画に基づきまして、洪水時等には、迅速かつ的確に河川情報を収集



して地域に発信するため、訓練としまして、タイムラインに沿った情報の収集と連絡体制の確立や、气象台と共同で洪水予報を発表するというものを行っております。今後も継続して行っております。

24 ページは、「洪水ハザードマップの活用支援」ということで、平成 28 年 12 月に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表を行っております。これを受けまして、各自治体での洪水ハザードマップ作成についての支援を現在行っているところでございます。

続きまして、25 ページは、「災害復旧工事の実施」のご紹介です。昨年の台風 18 号の洪水に伴い土器川では成願寺箇所と羽間箇所の 2 カ所で現在災害復旧工事を実施しております。施設が被災を受けましたら、災害復旧工事を行っていくこととしています。

以上、25 ページまでが「4. 事業の進捗状況」の説明でございます。

続きまして、26 ページは、「5. 事業進捗の見通し」でございます。スケジュール表がございますが、平成 24 年度に整備局が河川整備計画を策定してから現在まで、土器・飯野箇所の局所的な深掘れ・河岸侵食対策、清水川水門の耐震補強対策を行ってまいりました。現在、平成 30 年度では、土器・飯野箇所の堤防整備、引堤、堤防断面の確保を行っております。また、羽間箇所・長尾箇所では河床安定化対策、堤防強化対策の漏水・パイピング対策、さらに土器川潮止堰の改築を現在行っております。今後は引き続き、土器・飯野箇所の堤防整備、引堤、堤防断面拡幅を実施し、また羽間箇所・長尾箇所の河床安定化対策後のモニタリングを継続していくこととなります。その後、大川頭首工の改築、および炭所東箇所の河岸掘削を行っていくこととしております。以上、事業の進捗の見通しでございます。

続きまして、27 ページは、「6. 河川整備に関する新たな視点」で、一つの項目を記載させていただいております。こちらは、先ほど白木議長にご説明いただきましたが、水防災意識社会再構築ビジョン、いわゆる水ビジョンの考え方を取り入れた、「土器川の減災に係る取組方針」になります。平成 24 年 9 月に河川整備計画を策定いたしまして、水ビジョンに基づく「土器川の減災に係る取組方針」が平成 28 年 8 月に策定しております。概ね 5 年間の平成 32 年度までを目途に全 35 の取組項目を推進することとし、浸水想定区域内に含まれる 3 市 4 町の自治体、関係機関と連携して、この取り組みを実施しているところでございます。主な取り組み事例として、3 つほどご紹介をさせていただきます。丸亀橋の危険情報表示板の整備、プッシュ型の緊急速報メールの配信。また、防災教育の促進ということで、学習指導要領が平成 32 年から変わるということで、昨年度に小学校で試行授業を実施して、防災教育教材の資料の作成を行っております。こちらの 1 項目を、新たな視点とさせていただきます。

続きまして、28 ページからは、「7. 河川整備計画の点検結果」の「点検結果のまとめ」でございます。今までご説明してまいりました状況をまとめております。河川整備計画につきましては、平成 24 年 9 月策定でございますので、本年度で 6 年を経過していると

いうとでございます。

点検項目の5項目について点検を行ったということで、まず、「流域の社会情勢の変化」につきましても、大きな変化は見られないと考えております。また、河川整備計画の治水目標を超過する洪水の発生もございません。「地域の意向」としましては、継続して要望を受けておりますし、地域の取り組みと連携した河川管理を実施していると考えております。続いて、「事業の進捗状況」でございますが、治水に関しましては、それぞれの整備メニューを計画的に現在推進していること。さらに、環境につきましても、河川環境の保全への配慮をしつつ、工事後のモニタリングも継続しているという状況です。河川の維持管理につきましても、河道や施設の状況把握、点検を継続いたしまして、適切な補修等の対応をしております。また、危機管理体制の整備としましては、水ビジョンの考え方を受けまして、「土器川の減災に係る取り組み方針」の推進によって、危機管理体制の整備を図っていると考えてございます。

31 ページは、「事業の進捗の見通し」でございます。こちらにつきましても、上下流バランス等の観点から下流部から事業を実施しておりまして、今後、上流部の治水対策を実施していくという見通しとしております。

また、「河川整備に関する新たな視点」といたしましては、河川整備計画策定以降に全国的に取り組みを行っております水ビジョンの考え方を受けまして、「土器川の減災に係る取り組み方針」の1項目を考えております。

32 ページは、「今後の方針」でございます。以上の点検結果から、現行の土器川水系河川整備計画に基づきまして、今後も河川事業を継続するとしております。なお、水ビジョンに基づく土器川の取り組みにつきましても、関係機関と連携しまして、減災のためのハード対策、ソフト対策を一体的に計画的に継続して推進するという方針でございます。

説明は以上でございます。

- 白木議長：どうもありがとうございました。ご説明いただきました、土器川水系河川整備計画点検結果についてということで、説明用のパワーポイント資料でご説明いただきましたが、皆さんからご意見・ご質問受けたいと思います。この資料に基づいて、ご質問あるいはご意見の箇所を、資料ページを指定していただければ、議論が進むと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、皆さんからご意見伺う前に、本日ご欠席の石塚委員から何かご意見届いておりましたら、申し上げます。

- 事務局(吉岡)：事務局から説明させていただきます。「河川整備に関する新たな視点で、水ビジョンの考え方を新たな視点としているが、これが新たな視点といえるのか」というご意見がございました。水ビジョンの取り組みは、水防法の一部改正した全国的な取り組みであり、取り組みの内容につきましては、それぞれ河川整備計画に記載のあるもの、ないものもございしますが、すべての取り組み内容を具体的に記載し、取り組みを推

進しているところでございます。考え方としましては、水防法に位置付けられた具体的な取り組みとして、新たな視点として位置付けておりますが、河川整備計画を変更するような内容ではないと考えてございます。

もう1点、「羽間箇所では、昔は河道内に樹木はなかったのか。樹木が増えたことが、河床低下した要因か」というご質問をいただきました。こちらにつきましては、昭和40年代ぐらいまで、砂利採取によって人為的に河床がかく乱され、河床の樹林化が進まなかったけれども、その後、上流域に砂防ダム等の砂防施設が整備されたことによる土砂供給の減少や、砂利採取の禁止によって、樹林化とともに河床低下が進行したと考えられると回答しております。以上2点でございます。

- 白木議長：どうもありがとうございます。石塚委員からのご質問・ご意見と、それに対する事務局の回答についてご紹介いただきましたが、これもご参考にいただきまして、これからご出席いただいている委員の皆さん方のご質問・ご意見を受けたいと思います。それでは、まず1ページの目次からご覧ください。議論の点検項目ということで、「流域の概要」は割愛しまして、「流域の社会情勢の変化」についてはいかがでしょうか。
- 増田委員：流域の社会情勢に大きな変化はないということで、土器川流域で丸亀市とまんのう町の人口や産業のことが示されていますけれども、地域全体というよりは洪水浸水想定区域を見ると、丸亀市の中でも限られた地域で宇多津町も一部含まれており、浸水想定区域内での社会情勢がどうなのかというあたりを、もうちょっと掘り下げてもらうといいかなと思うんですけど。
- 白木議長：ご意見ありがとうございます。これに対しまして、事務局のほうから回答されますか。
- 事務局（吉岡）：本日データを持ち合わせていませんが、基本的には浸水想定区域内でも状況に変わりはないと思っております。
- 白木議長：最後のほうでご紹介いただきました、「水防災意識社会再構築ビジョン」や想定最大規模の浸水想定区域は、丸亀市とまんのう町以外にも区域が広がっておりますので、その辺も含めて少しご検討いただければと思います。
- 金子委員：今の地域開発状況の変化ですけれども、平成24年の区切りの両側で比べるとあまり変化がないんですけども、過去からの傾向を見ると、例えば人口や耕地面積では減少傾向であるとか、それから製造品出荷額の推移は増加傾向が認められるわけです。この製造品出荷額をここで挙げたのは、どういう理由なのかということと、その年度の傾向的な変化をどういうふうにお考えになっているのかを、お聞きしたいと思います。
- 白木議長：ありがとうございます。これにつきましては、いかがでしょうか。
- 事務局（吉岡）：地域経済的な面を比べるのに、いろんな指標があろうかと思うんですけども、過去から製造品出荷額で経済的な状況を表すことを行っております。
- 金子委員：そうすると、経済活動がより盛んな傾向になっていることが、土器川の問題に対して、どういう影響を及ぼすのか。何かお考えがあるのか。

- 白木議長：はい、お願いします。
- 事務局（吉岡）：今のところ確かに増加傾向にありますので、地域の資産が増えているというふうには捉えております。
- 長谷川委員：今のご質問で、耕地面積が減って製造品出荷額が増えてるということは、想像ですけれども、今まで田畑だったところに工場等ができて、製造品出荷額が増えてるという可能性もありますので、いったん土器川が氾濫すると被害額が大きくなる可能性があるということを示しているように思います。
- 金子委員：人口密度が高まっているということ、逆に示してるのか。耕す人がいなくなってきた、耕地が放棄されてきてるから耕地面積が減少してるのか。それで、人口の集中してるところに、より人が集まってるということなのか。だから、この地域の変化を見ていくときには、その人口の密度、その防災の問題とも恐らく関係すると思うんですけども、限定的な区域の人口密度のデータが分かってくると、例えば、河川の周辺部とちょっと離れたところとか、そういう具体的な状況がもう少し浮かび上がってくるのかなと思うんですけど。
- 白木議長：ご意見ありがとうございます。マクロ的な見方とミクロ的な細かくその変化が起こってる、それからもう1点は、高齢化の状況がどのような形になっているのかということも含めて必要なと。
- 事務局（吉岡）：多分、河川整備計画よりは、周辺自治体の都市計画でやっていただくことが多いかなと思いますので、その辺の連絡を密にして、指摘するなり、自治体の都市計画のほうで整理してもらおうということも必要だろうと思います。
- 白木議長：この観点を、ご意見をいただいた分も入れていただいて、少し地域開発状況の変化の部分をご検討いただければと思います。よろしくお願いします。
- 続きまして、次の「洪水の発生状況」のところはいかがでしょうか。平成29年までの洪水が年表にあります、今年度の平成30年については入ってないんですか。
- 事務局（吉岡）：洪水データとして入れてないんですけど、平成30年の最大洪水ですと、約300m<sup>3</sup>/s程度であったため、記載してございません。
- 白木議長：分かりました。昔に比べますと今後、気象状況の変化等で従来想定されてなかったような豪雨災害が起こる可能性もありますので、先ほどの社会地域開発状況との絡みで被害が拡大する可能性もありますので、そういう視点からも何かご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 長谷川委員：洪水のピーク流量も重要ですが、土器川は河川勾配が急なため、流量とともに流速が大きくなり、しかも砂だけでなく礫が大きな流速をもって流れてくるので、氾濫した場合には、河川勾配の緩い河川とは比較にならない被害が発生することに気をつけないといけないと思います。
- 白木議長：ありがとうございます。その点につきましては、次の治水対策等のところでまた出てくるかと思っております。

次に、流域の社会情勢の変化の「渇水の状況」について、何かご意見・ご質問等ございましたら。水道用水として7件の水利権で水利用がされていること。平成24年9月以降に渇水被害は発生していないが、今後違う形で渇水状況が起こる可能性もありますので、この辺りに対して、ご意見は特にありませんか。

- 増田委員：質問ですが、「慣行」と「許可」の違いを教えてくださいませんか。
- 白木議長：事務局からどうぞ。
- 事務局（吉岡）：「許可」というのは、河川法の23条に係ります水利権で許可を与えているということになり。「慣行」というのは旧河川法以前から慣行的に取水されていた慣行水利権ということで、施設占用等の手続きはしていただいておりますが、水利権に関するところの許可された権利がないということです。現在、新たな取水を求められる場合は、許可水利権でお願いするようにしてございます。
- 増田委員：河川法が制定される以前から使ってるのが慣行であると。
- 白木議長：よろしいでしょうか。
- 増田委員：はい。ありがとうございます。
- 角道委員：関連してですね、土器川では、農業水利施設の更新等に伴って、例えばこれまで慣行だったものを許可にするような、特段そういう指導は今後進めていかれるのでしょうか。それとも、今回の河川整備計画が概ね30年の期間ではありますが、慣行が76件ありますけど、その期間内であれば大抵現在の水利権がそのまま継続されるものというふうな理解でよろしいでしょうか。
- 事務局（吉岡）：現在、慣行であるものにつきましては、慣行水利権の施設の更新において、河川法24条の土地の占用の許可が必要となります。例えば10年で許可更新する場合に、水利権を許可するように現在もお願いをしており、今後も指導といたしますか、お願いしていく予定でございます。
- 白木議長：よろしいでしょうか。
- 角道委員：また次回の点検時には、この水利用割合が更新されたものが出てくる可能性があるということですね。
- 金子委員：今のお話を伺っていて、洪水被害は流量が出てるんですが、水利用は利用数の割合だけです。渇水の被害が平成24年以降ないということですが、これも渇水被害がいつ起こったかというふうな年表があると、時系列の中で現在を見ることができるのかなと思いました。
- 白木議長：そのとおりかと思えます。今のご意見に対して、何か検討してここへ加えていただくということをお願いしたいと思います。
- 事務局（吉岡）：以後、資料検討してみたいと思えます。
- 白木議長：それでは続きまして、「地域の意向」ということで、地域の要望事項、地域との連携がござります。これらを総合して何かご意見いただければと思えます。いかがでしょうか。

- 西成委員：いろいろとまとめられて、大変ご苦労様です。一つ思いましたのは、この「地域との連携」というところかというと、それぞれの団体とこういうことをやりましたということが主なんですけれども、この河川整備計画として、今後どういうふうに地域と連携しながら、この河川という文化的な資源を昇華させていくかというあたりを。基本的には河川整備計画の点検ですので、これまでのハード事業を今後こうしていくということは、いろいろ書かれているんですけれども、この地域との連携が今までの報告的な整理で、かつ、その報告も点的にやりましたということですので、全貌が少し見えてこないかなというふうには思いました。とはいえ、こちらの全貌をここで示すことは非常に難しいとは思いますが、どういう団体が、どんなふうはこの河川敷、あるいは河川を利用して活動しているかということ把握すること自体が非常に難しいと思うんです。だから、そういう限界ももちろん分かっておりますので、一応、感想めいたものにはなるかと思うんですけど、今後のことと、現状の把握についてどのように考えられているか、お伺いできればと思います。
- 白木議長：ありがとうございます。事務局のほうから、お答えされますか。
- 事務局（吉岡）：各団体でありますとか、地元の市町等とも一緒になって、それぞれ行っている取り組みが多いです。その中で、新たな取り組みですが、地域協働による河川管理・利用促進の取り組みで、「熱い・土器川プロジェクト」と名前を付けて、昨年度に立ち上げてました。こちらは、河川管理者だけの河川管理ではなくて、地域の皆さんに土器川を利用していただきながら、その中で一緒に河川管理・維持ができないかということで、取り組みを進めております。洪水時は非常に危ないので難しいですが、普段の維持管理につきましては、地域で取り組みができないかなということがございまして、こういった取り組みが今後の考え方のメインかなと、今は考えているところでございます。以上です。
- 白木議長：どうぞ。
- 金子委員：お話が出たので、今回、現地視察で課長さんがマンツーマンで同行していただいた感想を述べさせていただきたいんですけど。私は今回、課長さんの案内で土器川の河口から上流へずっと回る事ができたんですね。今まで、土器川の会議に参加して、部分的にはいろいろなことは知っていたつもりなんですけど、それを下流から上流のトータルで見せていただきながら、全体として土器川に対して、国がどういう取り組みをし、どういうふうな考えをしてるのか、非常によく見えて、部分であったものが、「つながり」として見えてきたということがあるんですね。ですから、今後こういう地域との連携での仕事に取り組まれるときに、部分的にやることも、もちろん大切ですけども、全体的な河川に対して、国がどういう取り組みをし、それなりの対応をしているかっていう、フィロソフィーみたいなものもあわせて、わかるような取り組みをお考えになっていただけると、ありがたいのかなと思います。
- 白木議長：ありがとうございます。その点につきましては、非常に重要な視点かと思

ます。私も事前に現地視察で案内していただいて、下流から上流を全部見せていただいて、金子委員と同じような感想を持ちました。この「熱 i・土器川プロジェクト」の中に「学ぼう・語ろう・使おう・守ろう」という観点を今言われたようにトータルでつながるような形というのを考えていただければと思います。その点で何かご意見は。

○増田委員：感想ですけど、多分、ボランティアで参加するときには、ある「場所」である活動をするということになると思うんですけども、その「場所」がこういう状況になってるといことは、実は上流の状況がこうなってる、あるいはこうすることによって、下流がどう変わるみたいな。上流から下流までの「つながり」というのも、地域に認識してもらって分かっていただいて、活動するときにはそれぞれの場所でやってもらうという。そういう活動を展開していけばいいのかなと思うんですけど。

○白木議長：ありがとうございます。これに関して何か。

○長谷川委員：私も「熱 i・土器川プロジェクト」の設立時から連携させていただいており、今年行った2つのイベントに関与させていただいています。一つは、土器川が氾濫すると、まんのう町を越えて、琴平町のほうに流れるという、その跡をたどる町歩きの案内をさせていただきました。それから、もう一つは、土器川の下流から上流まで一気にバスを使って主要箇所を見ていくという「かわ歩き」の案内人を務めました。実は、土器川の河原っていうのは特徴的な礫河原で、しかも砂岩という石が主体ですが、下流は花崗岩の丘陵から土砂が供給され、また上流から和泉層群の砂岩や泥岩が供給されます。なぜ、下流になると砂岩の礫だけになるんだろうということ、河床の礫と河床と川岸に露出する地層や岩石を見ながら、源流までたどって、なぜ下流では左岸だけがコルのか、謎解きの観察会を実施しました。今回は地質、石をテーマとした「かわ歩き」ですけども、生物的な面とかいろんな見方がありますので、いろいろ企画されると土器川の面白さを発信できると期待しています。

○白木議長：ありがとうございます。私も以前、吉野川を下流から上流まで視察させていただいたときに、周辺や上下流で文化・歴史的な違いも発見できるということがあり、川に親しみを持つという意味からも、文化、歴史という点も大事なかなと思います。せっかくこの「熱 i・土器川プロジェクト」がありますので、断片的ではなく全体の紹介も入れていただければ、もっと興味を持っていただけるかもしれませんので、お願いしたいと思います。

私から、「地域との連携」の水害防止体制の構築で、タイムラインがございしますが、豪雨災害、水害などは5段階表示になって、5段階目がレベル5で被害がまさに起こっている。そのときに、どう避難するかということで、避難勧告、避難指示がレベル4で一緒になりました。今後はですね、従来の勧告とか指示がレベル4になっていますので、レベル5というのをこれから使われるかと思えますので、このあたりの関係とか、すぐ皆さんが適切な避難につながるような形というのも、あわせて、こういうプロジェクトの枠組みの中で広げていただければと思います。これは、私からのお願いです。

続きまして、「事業の進捗状況（河川整備計画の主なメニュー）」ということで記載されています。これに沿って、皆さんからご質問・ご意見をお伺いしたいと思います。それでは、「洪水を安全に流下させるための対策」の進捗状況ということで、堤防の引堤、それから堤防断面拡幅、低水護岸・根固の整備とか。これにつきましては、極力順番にご質問いただければありがたいんですが、はい、どうぞ。

- 角道委員：その前に9～10ページですね。本資料の参照ページが一番右の列にあるんですけども、空欄の部分がいくつもございます。空欄の部分は、どうなんでしょうか。着手はしてるけれども、主なものには当たらないので空欄になってるのか、空欄だけでも、実は未着手のものもあるのかというところが分かんないですよ。ですから、そのあたりを分かるように、記述の工夫をしていただきたいというように思います。確か、那賀川水系の河川整備計画の会議の折には、それぞれのメニューごとに、基点と実施状況のタイムラインのような、そんな図があったかと思いますので、そういったものもご参考いただいて。例えばですね、10ページの「渇水への対応」というのは、これは対応されてなければ、白抜きでいいんだろーと思いますけれども、その辺りの区別がつかないというふうに思います。それが1点。

それからもう一つございまして、「主なメニュー」というのが、一体何なんだろうかと、気になりまして。先ほど、金子委員がフィロソフィーというような言い方をされたんですけど、どういうふうな着眼点で整備局は「主なもの」だというふうに、ご認識されたのか、そのあたりがよく分からない。先ほど来、熱心なご意見が出たところが、まさに「地域との連携」というふうなところ。河川環境の保全に関して、地域が川と親しむような取り組みを自主的に行われているとか、そういったものも重要になるはずだというふうに思いながら先ほどご意見聞いたところ、ここでは主なメニューには掲載されていないとかですね、一体「主な」というのは、何なのかっていうところが気になりますので、もし、ご回答いただけたら。

- 白木議長：はい。まず、皆さんからご意見いただく前に、角道委員からのご質問にまず事務局でお答えいただければ、ありがたいと思います。
- 事務局（吉岡）：委員のご指摘のとおりで、河川整備計画策定以降で対策等の着手をしていないメニューもございます。特に維持管理の項目を記載しておりますが、全く対応していないということではございません。本来なら、各項目の説明をしないといけなかったかと思っております。対応内容でいいますと、モニタリングを継続して実施していますというところもございます。今後、そこを注意していきたいと思っております。
- 白木議長：はい、よろしいでしょうか。それでは、事業の進捗状況、河川整備計画の主なメニューの一覧表を見ていただきながら、主なメニューの進捗状況ということで説明されてますので、できれば順番に進めていただきたいんですが、どうぞ。
- 長谷川委員：11ページの「洪水を安全に流下させるための対策」として、点検結果本文の資料3では、目標流量というのが書かれています。この目標流量を超える洪水があり得



ること、あくまでも目標流量を達成する対策というところをきちんと書いておかないと、住民の方は「河川整備計画の対策で、もう安心して暮らせる」と思われることは非常によくはないと思いますので、お願いしたいと思います。

○白木議長：ありがとうございます。今の点につきましても、ご検討お願いします。

私のほうから。気になってたんですが、これまでのところ、洪水、災害、危機的な状況にはなっていないという表現が随所に出てくるんですが、倉敷市の真備町の今年7月に起こった豪雨災害について、平成29年9月に倉敷市国土強靱化地域計画の中で、起こり得る最悪の事態ということが明記されて、治水対策を平成31年度から実施するということが明記されてたんですが、対策ができる前に、大洪水が起こった。最悪の事態は想定されていたんだけど、実際にハード対策はそんな1、2年でできるものではない。だから、ハード対策で守れない分は、ソフト対策で守るというような観点が明確にされている。ハード対策は、もちろん継続してやらないといけないんですが、ソフト対策あるいは住民の皆さんの避難を助ける、時間を稼ぐというような対応というのはいくつかされてますので、ハードもソフトもあわせて考えていく必要があるのかなと、個人的には思っております。そういうことも、この説明の中で明記していただければ、ありがたいなというふうに思います。

○長谷川委員：点検結果本文の資料3は、12ページにきちんと目標流量も書かれてて、危機管理への対応というところも書かれてますので。

○白木議長：12ページですね、はい。

○増田委員：パワーポイント資料は、今日の会議の説明用の資料ですね。先ほど言われてましたけれど、地域の方々に、点検結果を知らせるとしたときには、概要版みたいなのは作られるんですかね。点検結果本文の資料3を1冊出して、こうなりましたよ、というのでは、皆さん多分、全部は目を通せないかなと思うんですけども。そこら辺でどう周知されるかというところで、委員の方々が気にしてるのかなと思うんですけど。どういう点を主なポイントとして出してるかという。

○白木議長：点検結果本文の資料3の12ページの表現は、そのまま倉敷市の国土強靱化地域計画みたいな表現になっているんです。この防災ステーションを活用するとか項目だけになってるので。より具体的に何をするのかというのは、水防災意識社会再構築ビジョンの土器川の検討会が別途つくられてますが、検討会との関連というのはいかがですか。この辺りも、最悪な事態を考えるということで、災害対策基本法の中の地域防災計画の位置付けと同じように、国土強靱化基本法の中で国土強靱化地域計画が位置付けられてますので、河川についても、そのような観点が必要かなというふうに思うんですが。

それから、もう一つ、長谷川委員からご指摘ありましたように、この説明用パワーポイント資料は、この河川整備計画の点検結果をコンパクトにまとめている資料として重要と思うんですが、具体的に書かれてるものの、最後の詰めの部分で、河川整備計画の目標流量に対応した対策である点の注意喚起や、河川整備の考え方のポイント

をきちんと明記する形が必要と思いますので、よろしく申し上げます。

また、西日本豪雨災害の被災地は、岡山県あるいは愛媛県西予市とか間近の地域ですので、それ以降、地域の市町防災担当や住民の方からの要望やご意見とかが変わりましたか。

- 事務局（吉岡）：今のところ、特段、要望で変わったものはございませんが、過去から継続して流下能力対策等に関する要望がきております。
- 白木議長：堤防の整備とか、引堤とか、低水護岸の根固の整備とかの河川整備をいろいろされてる中で、地域の方に興味を持たれているということはありますか。私も事前の現地視察で土器川を回りましたが、何か整備を行っているなという感じは受けるんですが、地域に注目してもらう意味での広報も実施していただければと思います。例えば、この樹木伐採とかについてはどうですか。
- 事務局（田中）：田中でございます。今おっしゃっていただきました地域からの要望等についてですが、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂の掘削等を中心としたご意見等をいただいております。これに基づきまして、我々も予算の中でできる対応を臨機に実施していこうと考えており、そういう中でかみ合うような事業の推進を図っていきたく思っております。
- 白木議長：ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。どうぞ。
- 増田委員：樹木の伐採について、20ページの「伐開した樹木は、そのリサイクル方法について検討し、資源の有効活用を図る。」とは、どんな形で進められているのか。有効活用が図れれば非常にいいかなと思うんです。それと、もう一つ、21ページには、「草刈りした草を堆肥化して配布している」ということですが、これも、うまくいってるのか。堆肥化というのは、国交省が直接行っているのか。廃棄物として処分するのではなくて、切った木なり刈った草なりのリサイクルというところの進捗状況を教えていただければと思うんですけど。
- 事務局（吉岡）：まず、河川内の樹木伐採は、いわゆる工事での伐採、それから区画を決めて自由に伐採して持ち帰ってもらう公募伐採、さらに、イベント的なボランティア伐採を行ってございます。伐採した木は、大きな幹を小切りにしまして、住民の方に持ち帰りしていただいております。
- 増田委員：公募伐採というのは、自分で伐採して持ち帰るということですか。
- 事務局（吉岡）：そういうことです。伐採木の利用の目的は、聞くところでは、暖炉などの薪にするという方もいらっしゃいます。
- 増田委員：応募してくる方は、結構多い？
- 事務局（吉岡）：はい、今年も20人ほどの方が公募伐採に応募していただいております。
- 増田委員：わかりました。ありがとうございます。
- 事務局（吉岡）：それから、伐採木の枝葉や伐採した竹は、伐採工事の中で半年ほどかけて堆肥化しております。製作した堆肥は、非常に人気がございます、自由にお持ち帰

りいただく記者発表をしましたら、1週間ほどで300m<sup>3</sup>ぐらいの堆肥がなくなったという状況でございます。

また、小切りした伐採木も、今後、記者発表を予定しており、多分、すぐになくなるかなと思います。河川だけでなく、道路やトンネルの入り口等の伐採木も同じことをしてございます。

○白木議長：よろしいでしょうか。はい、それでは、その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○金子委員：土器川だけの問題ではないことになると思うんですけども、いわゆる、河川整備計画の「整備」という言葉が、堤防を直すとか、非常に部分的なことに対する対応を行うような感じを持つわけですね。

ところが、事前の現地視察をして、もう一度この問題を考えてみると、実際行っていることは、土器川という一つの対象に対して、治水、利水、環境、それから防災というように非常にトータルなことをどう考えて、具体的な施策としてやっていくのかということであり、言葉としては、「管理」とかよりも、「マネジメント」みたいな思考が含まれているのではないのかと思ったんですね。

「整備計画」という名称で聞いてしまうと何か非常に部分的だけれども、もうすこし実施していることをトータルに表現できる、そして具体化できるような言葉が使われると、よりその問題点がクリアになるのではないのかなっていうのを、全体としての印象で思った次第です。

○白木議長：ありがとうございます。今のご意見のとおりかと思えます。治水、利水、環境、それから安全・防災。最近では、災害が起こることを前提にしてどういうふうに、それ以上被害が拡大しないかというような危機管理の観点が重要になってきているかと思えます。今のようなトータルの観点から、恐らく、事務局としてもこの資料を取りまとめられていますし、流域学識者会議の規約についても、そういう観点から改定されたということかと思えますが、今の点について、事務局のほうからお答えしていただければありがたいと思えます。

○事務局（長尾）：ご意見ありがとうございました。まさしく、委員がおっしゃるとおりで、この「河川整備計画」という名前の中で、物を整備するだけではなくて、管理を行い、その先の将来にわたって、どう持続していくかというようなことも、全て含まれている計画です。この計画が、「河川整備計画」といっているのは、河川法第16条で河川整備基本方針という計画を定め、この河川整備基本方針に基づいて、「河川整備計画」を作ることが、河川法で位置付けられており、河川法の用語で計画の名前が定められているので、全国の河川が「河川整備計画」という名前になっています。「河川整備計画」の中身については、委員がおっしゃるとおりで、河川の全てをトータルとしてマネジメントするものが、この「河川整備計画」の中に反映されているということでご理解いただければと思います。

○金子委員：そうだろうと思っていたんですけども、ですから、その名称に引きずられな

い、実態を具体的に表現できるような形で何か対応ができたほうがいいのかなど。

この「整備計画」という名称にすると、「ああ、なんだ、川の修復だ」とかいうふうな受け取り方をされかねない。本当は、もっと広い範囲で、そしてそれが、システムティックに考えていかないといけない非常に難しい問題なんだということが伝わるように。河川の土木管理をしてるのが河川整備なんだというような受け取り方になってしまうと、やはり問題なのかなと。もっとそれを、現実にあわせて意味づけていくことが必要なんじゃないのかなと思った次第です。

- 白木議長：はい、ありがとうございます。その根底にあるのが、この土器川が地域社会の資産という観点から、どう土器川をマネジメント、管理していくかという大きな観点。あるいは、先ほど長谷川委員も言われた地質学的に貴重な文化遺産であり、歴史というような観点もありますので、金子委員のご指摘のように、我々もこの流域学識者会議では、そのような観点を重要にして議論してまいりたいと思います。どうもご意見ありがとうございます。はい、どうぞ。
- 西成委員：今の金子委員のご意見に引き続いて、私も同じような感想を持ちまして、例えば、この河川整備計画本文には、利用や活用などの項目についても、ちゃんとページを割かれて、書かれているんですけど、78ページや79ページあたり見ると、すべて「保全に努める」という文章で終わってると思うんですね。河川整備計画のハード事業については、こういった部分の将来計画がきっちり盛り込まれているんですけど。先ほどの「地域との連携」もそうなんですけど、現状こうなってるということではあるんですが、例えば、この景観の形成の部分、あるいは、その歴史とか文化をどんなふうにして、流域の住民に知的に楽しんでもらうかという、いわゆるその計画の部分で、土器川を管理する香川河川国道事務所としてどんなふうにしていくかというビジョンというのが、なかなか書かれてはいないのかなと思いました。これを、言葉にしながら、河川整備計画に盛り込んでいくところも、すごく重要なんじゃないかなと思いました。もちろん、難しいことであるとは思いますが。
- 白木議長：はい、ありがとうございます。
- 増田委員：この河川整備計画本文の61ページに「河川整備の基本理念」が枠で囲って書かれてるんですよね。例えばこれを、資料3の点検結果本文の一番前の裏表紙に入れるとかして、河川整備の基本理念とはこれですよ、という中で、本論に入っていきようなことをすると、「河川整備計画」という名称は法律上変えられないとしても、基本理念がもう少し表に出てくると分かりやすいのかなと思うんですが。
- 白木議長：今の増田委員、西成委員あるいは金子委員のご意見等も配慮いただいて、「整備」が単なるハード整備ということに偏ることなく、全体を通して、ぜひ、ご検討願いたいと思います。  
はい、どうぞ。
- 長谷川委員：点検結果をどう評価するかということですが、先ほどの委員の皆さまの意

見は、もっともだなと思います。整備は着実に進んでおりますが、その結果、住民が川から無関心になりましたというのでは、何のための整備したかということになります。おそらく、この点検というのは、角道委員のご指摘のように、ここに「主なメニュー」と挙がってるのは、点検結果に出しやすい項目が選定されてる感じがします。点検の中では、本当はここまで、こういうことをやりたいのだが、実はここがなかなかできないところであると。それに対して、どうやったらいいかということ、やはり考えるということも大事だと思います。「これはできました」と。でも「できないところを、本当はこうやりたいのだが、この点が難しく進みません。こういうところが問題になっています。だから意見やアドバイスを出してください」という住民の意見を聞く場も必要なのかなという気がしました。

○白木議長：ありがとうございます。一応、パブリックコメント等で、意見は求められているんですが、なかなかそれが出てきてないという現実がありますので、そういう意見が出やすいような・・・。

○長谷川委員：おそらくですが、いかに住民に土器川に関心を持ってもらうか。住民に関わってもらうかということが、一番の課題のような気がします。それが、あまり資料に出てないというのはもったいないなというような気がしますので。

○白木議長：確かに、そのとおりだと思いますので、その辺りも、事務局でご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、どうぞ。

○西成委員：何度も申し上げて、申し訳ないんですけど。おそらく、土器川というものを、地域の住民の方々に文化的に楽しんでもらうという状況にするためには、なかなか地方整備局だけでは難しいところがあるかと思うんです。

私も事前の現地視察に行って、あらためて土器川というのを、防災や利活用も含めて、環境全体を教えていただいて、すごく楽しめました。まず、霞堤というのがあること自体も、その時に初めて知りましたし、それが昭和40年代に整備したということも新たな発見でした。また、発見という意味でいうと、中流域の右岸辺りに竹やぶがたくさんありまして、水防林じゃないかという話もあったんです。その地域の住民の人たちはよくあそこを散歩しますので、例えば、ああいった土器川の歴史的なものを掘り起こして、看板を一つ立てるだけでも、「こういったものが、そういった歴史があるのか」と土器川学として知るだけでも、非常に興味関心を持つことにもなります。

あと二つ思ったのが、現地視察の最後のほうの橋で、一番深くなっているエリアで、今、整備をしているのはどこでしたか。

○事務局（吉岡）：満濃大橋です。

○西成委員：満濃大橋ですかね。あそこが一番深いところに、夏になったら、子どもが遊びに来ると。それが今、工事中で危険だから立ち入り禁止にしていると。でも、私その時思ったのは、深いから飛び込みたい、危険だけど楽しみたいと思ってる川の環境とは、

ああいう環境なんだろうなと思うんです。もちろん、国が管轄するところで事故があったら問題になるので、それを進めるということは非常に難しいことなんですけど。

ただ、やはり非常に考えさせられましたね。本来求めている川っていうのは、やっぱり、ああいう危険と隣り合わせの状況で遊ぶというところかも。でも、これを1級河川でどう実現するかというのは、非常に難しい問題かと思うんですけれども、そういうのも、先ほどの土器川学という中で、住民の皆さんと一緒に考えていく中で、国の管理の中で、もしかしたら、子どもを本当の川との、そのスリリングな川の楽しみ方を提供できるかもしれないという。

それと、もう一つは、野犬の問題ですね。この野犬の問題についていうと、河川だけではなくて、都市部で起こっている問題が川に溢れでてきているということです。それをいうと、不法投棄のゴミも一緒だと思うんです。これは、河川敷という都市の余剰空間で起こっている問題で、解決すべきは市町のコミュニティのほうなんですけど、しかし、おそらく住民の人たちは普通の生活で、野犬がいることを実は知らないと思うんです。事務局の皆さんはよく知ってると思うんですけど、ほとんどの住民の人は、場合によっては土器川の問題を知らないことが多いと思うんです。なので、そういういろんな問題があるということ、地元の市町へ知らせていく、あるいはどういう知らせ方で、こういった課題が解決するのかという。

河川は、言わずもがなではあるんですが、本当に、人間の暮らしに極めて必要な環境ですので、これらを生かして文化的に昇華させていくっていう。ここは、さまざまな自治体、市民活動団体、あるいは大学との連携が必要になってくるかと思います。先ほど「熱い・土器川プロジェクト」が立ち上がったということがありましたけれども、おそらくそこに関わってる方々が一部なんじゃないかなと思いますので、どう広げていくかということについて、私自身も一緒に知恵出しなどを今後していきたいと思っております。

すこし難しい課題もありながらも、それを文化に昇華させる上では、非常に重要な役割がこの河川にはあるんじゃないかということを感じました。

感想めいたところで終わりたいではないんですけど、これを受けて何とかしていただきたいという思いはあります。すこしコメントいただければうれしいです。

○白木議長：はい。コメントいただきたいということなので、お願いします。

○事務局（田中）：ありがとうございます。我々のほうでは「熱い・土器川プロジェクト」で、本年度より、地元の特にまんのう町の皆さんを集まっていたいただいて、ワークショップを1回だけですけど開催いたしました。今、委員がおっしゃっていただいたとおり、ちょっと危険なところでも遊びたいとか、川の中でこういうことをやりたいという意見も実は少しずつ出てきておまして、それを実現できるように、みんなで少しでも、続けていきたいと思っております。できましたら、次のワークショップ等に委員にもご参加をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西成委員：言った責任があるということで、わかりました。

○白木議長：ぜひ、ご協力をお願いします。

それでは、その他の部分で、27ページの「河川整備に関する新たな視点」。先ほど、石塚委員から「水防災意識社会再構築ビジョン」が新たな視点でしょうかという事前の意見もありましたけど、新たな視点という観点からは、いかがでしょうか。皆さんの中で「こういう視点も入れたらどうか」など。いかがでしょうか。

水防災意識社会再構築ビジョン（水ビジョン）の「減災に関わる取り組み方針」という新たな視点という観点から、説明用の資料ではいくつか取り組み項目事例が挙がっておりますが、こういう形で今、取り組まれてるということかと思います。どうぞ。

○長谷川委員：私の専門からいうと、「水」だけじゃなくて、「土砂」も一緒に流れてきます。「水ビジョン」というのは、名前が悪いのかな。ですから、「土砂」も一緒だということ、ぜひ、加えていただけたらありがたいと思います。

○白木議長：水ビジョンの別途の検討会でも、長谷川委員がご指摘のように、複合災害ということで、雨がたくさん降ると、崖崩れ、土砂崩れ、土石流ということが出てきますので、そういう観点からも。

○長谷川委員：それから、土器川は、洪水で水だけが襲って来るのではなくて、水と一緒に砂利が襲ってきますから、そういう意味でも、土器川では土砂も重要だと思います。

○白木議長：はい、ありがとうございます。その点も可能な限りで結構ですが、新たな視点の中に少し入れてもらえればと思います。

その他、いかがでしょうか。あと、29ページからの「点検結果のまとめ」が31ページまでございますが、32ページは最後で「今後の方針」ということになります。この辺りにつきまして、あるいは全体を通しまして、言い忘れてたということについて、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○白木議長：それでは、最後に私のほうから総括をさせていただきたいと思います。

現在の河川整備計画で事業を継続することでよいですが、本日いただきました皆様のご意見を踏まえまして、特に防災とかの観点だけではなくて、文化的なあるいは環境的な面からも土器川というものを捉えて、トータルのマネジメントという観点からも、今後の河川整備計画の点検、事業の推進について検討していただきたいということだったかと思います。

今後、本日いただいたご意見をもとに、事務局のほうで取りまとめて、事業の評価に役立てていただきまして、次回の河川整備計画の点検等で、また皆さんからご意見をいただくという機会にさせていただければと思います。以上で、議事について終わらせていただきたいと思います。

○白木議長：それでは、最後に、今後の予定について事務局からご報告をお願いしたいと思います。

○事務局（吉岡）：今後の予定でございます。

本日、いただきましたご意見を踏まえまして、現在、河川整備計画に位置付けられております事業を推進してまいりたいと思います。

また、河川整備計画の点検は今後も継続し、流域学識者会議におきまして、皆さまからご意見をいただく予定ですので、よろしくをお願いします。

なお、本日の議事に含まれておりませんでした、「事業の再評価」につきましても、今後、流域学識者会議を開催し、ご意見いただきまして、その結果を四国地方整備局の事業評価監視委員会に報告をしてまいりたいと思っております。

会議の冒頭でも説明させていただきましたが、本日の議事録の公表に当たりましては、事務局から皆さまに議事録を送付させていただいて、ご発言の内容を確認させていただきたいと思います。

今後とも、ご指導のほど、よろしくをお願いします。事務局からは以上でございます。

- 白木議長：はい、ありがとうございます。今後の予定につきましては、委員の皆さまから、ご意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。特にないようでしたら、概ね予定の時間となりましたので、討議を終了させていただきたいと思います。

司会進行を事務局へお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

- 事務局（小川）：白木議長、長時間のご進行ありがとうございます。また、委員の皆さま、熱心なご意見、ご討議、誠にありがとうございました。

## 5. 閉会挨拶

- 事務局（小川）：最後に、香川河川国道事務所長の檜田よりご挨拶申し上げます。

- 事務局（檜田）：香川河川国道事務所長の檜田でございます。本日は、年末のお忙し中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。土器川水系河川整備計画の進捗について、各委員の皆さま方に確認をいただき、私どもも、本日いただきましたご意見を踏まえた河川整備計画としながら、今後も事業等々を進めていきたいと考えております。今後とも、引き続き、土器川の改修、それから維持管理を計画的に推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きのご指導をよろしく願いしたいと思います。

また、今後も、事業再評価等で土器川流域学識者会議を開催してまいりたいと考えております。その際につきましては、引き続きのご指導をよろしく願いしたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

## 6. 閉会

- 事務局（小川）：それでは、以上をもちまして、「平成30年度 第1回土器川流域学識者会議」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

以上